

ふくしまクリエイター著作権協会規約（案）

第1条（名称）

本協会は、ふくしまクリエイター著作権協会（以下「本協会」という。）という。

第2条（事務所）

本協会は、事務所を「福島県会津若松市追手町4 - 47 2階」に置く。

第3条（目的）

本協会は、クリエイターと創作した著作物の保護を図り、対発注者との交渉力や理解を深め、創作活動を進化させ、発注者との共存共栄を目指すことを目的とする。

第4条（事業）

本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の著作物管理に関する業務
- (2) 会員のスキルアップに関する業務
- (3) 会員と発注者間に関する業務
- (4) その他本協会が定める業務

第5条（会員）

本協会は、第3条の目的に賛同する者であって、かつ前条の事業に参加できる者をもって構成する。

- 2 本協会に入会又は退会を希望する者は、書面または電磁的記録等をもって会に届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。
- 3 入会及び退会は自由にできる。
- 4 会員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

第6条（役員の定数及び選任）

本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 監事 1名

- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

第7条（役員の職務）

会長は、会務を総理し、本協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、協会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

第8条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 本協会は、役員が心身疾患、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

第12条（役員報酬）

役員は、原則無償とし、会長が必要と認めるときは、必要な報酬を支払うことができる。

第9条（総会等）

本協会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。

第10条（総会の議決方法等）

総会は、会員現在数の過半数の出席（委任状含む）がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

第11条（総会の権能）

総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算に関すること。

(2) その他協会の運営に関する必要な事項。

第12条（書面又は代理人による表決）

やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、委任状又は代理人をもって議決権を行使することができる。

第13条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数（委任状及び代理人含む）及び当該総会に出席した会員の氏名

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人1名以上が記名押印しなければならない。

第14条（事務局）

本協会の業務を執行するため、事務局を置く。

第15条

本協会の業務を執行するため、必要に応じ役員会を開催することができる。

第16条（事業年度）

本協会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第17条（収入）

本協会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

1 入会金は、会員1名につき10,000円とする。

2 会費は、会員1名につき年額10,000円とする。

第18条（収支予算）

協議会の収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

第19条（監査等）

会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

第20条

この規約に定めがない事項については、会長が役員会に諮り決する。

この規定は、令和6年12月3日から施行する。